

令和3年4月30日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会  
会 長 木下 勝之

### **新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた各種健診等における対応について**

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、厚生労働省子ども家庭局母子保健課等より周知依頼がありました**(資料)**。4月23日に東京都、大阪府、京都府および兵庫県を対象に新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

各法律に基づく健康診査・保健指導等の実施について、当会に関連の深い母子保健法関連につきましても、下記に概要を記します。会員の先生方にご案内頂きます、添付のQ&Aも活用し、地域での周産期医療および母子保健事業におきまして適切にご対応頂きますよう、よろしく願いいたします。

#### **<母子保健法に基づく健康診査等の実施について>**

- ・「集団で実施するもの」や「個別で実施するもの」の基準については、「三つの密」が生じうる環境かどうかという観点で判断ください。
- ・延期等の措置をとっている間にも、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行ってください。
- ・個別で実施する健康診査等は、その時期や状況等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうかを判断してください。
- ・訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等の実施にあたっては、適切な感染拡大防止策等を講じた上で実施してください。

**(資料)** 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた各種健診等における対応について（令和3年4月23日厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）

事 務 連 絡  
令和3年4月23日

公益社団法人 日本産婦人科医会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた各種健診等における対応について（周知）

標記につきまして、別紙のとおり、各都道府県、市町村及び特別区宛て通知しましたので、御了知いただきたくよろしくお願いいたします。

事務連絡  
令和3年4月23日

各 

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
各種健診等における対応について（周知）

本日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、東京都、大阪府、京都府及び兵庫県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出された。

緊急事態宣言下における母子保健法に基づく健康診査等の取扱いについては、令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」中、「第3 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について」の「3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について」に示しているので、これを踏まえ適切に対応いただくようお願いする。

なお、本通知における「集団で実施するもの」や「個別で実施するもの」の基準については、本通知の別紙1のQ&Aにあるように「三つの密」が生じうる環境かどうかという観点で判断いただくようお願いする。

(参考) 令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000633977.pdf>